

## 1 建設業許可申請のお手伝い

建設業許可を取得しようとお考えの皆様

建設業許可取得には以下のように大きく分けてそれぞれ3つのメリットとデメリットがあります。

メリット① 500万円以上の金額の大きな工事を請け負うことができるようになる。

メリット②社会的信用力がアップし、金融機関からの融資が受けやすくなる。

メリット③公共工事を入札できるようになる。

デメリット①建設業許可取得のための費用がかかる。

デメリット②許可の取得のための時間がかかる。

デメリット③許可の取得後の維持が発生し、事務作業が増える。

事業の拡大化・安定化を目標にする場合、建設業許可を取得することで費用や面倒な作業が増えても、それ以上に仕事の幅や信用・信頼の面で有利になります。

手続きに割ける時間がないとお考えの皆様、当事務所が「事実証明・書類作成」のプロとして建設業許可の申請手続きのお手伝いをいたします。

どうぞご連絡下さい。

## 2 建設業許可について

建設工事を請け負う建設業者は、建設業法という法律で建設業許可を取得することが義務づけられています。例外は「軽微な建設工事のみです。

【軽微な建設工事】＝許可を受けなくてもできる工事

- 1 建築一式以外の建設工事 1件の請負代金の額が500万円未満の工事。
- 2 建築工事一式
  - ① 1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事
  - ② 木造住宅工事で延べ面積が150㎡未満の工事

のいずれかに該当するもの。

## 3 許可の種類 大臣許可と知事許可

- ① 国土交通大臣許可 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合、主たる営業所（本店）の所在地を所管する「地方整備局長等」が許可します。
- ② 知事許可 一の都道府県内のみで営業所を設けて営業しようとする場合、営業所の所在地を所管する都道府県知事が許可します。

## 4 一般建設業と特定建設業

建設業の許可は下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」に区分されています。

発注者から直接請け負った1件の工事代金について、4,000万円（建築工事業の場合は6,000万円）以上となる下請契約を締結する場合	特定建設業の許可が必要
上記以外	一般建設業の許可

## 5 建設業許可の基準

- 【基準1】 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者：経營業務管理者を設置していること。
- 【基準2】 社会保険に加入していること
- 【基準3】 各営業所に技術者を選任で配置していること
- 【基準4】 請負契約に関して不正または不誠実な行為をしないこと
- 【基準5】 請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用があること
- 【基準6】 欠格要件に該当しないこと

上記欠く要件には詳細な基準が設けられています。許可を受けるためには、これらの基準を満たしていることを証明する必要があります。そのためには多くの書類を作成することを求められます。手間と今期を伴います。伴走者として当事務所は長くお手伝いさせていただきたいと思っております。お声がけをお待ちしております。